

日弁連総第187号
2012年(平成24年)3月13日

警察庁長官 片桐 裕 殿

日本弁護士連合会
会長 宇都宮 健 児

留置施設視察委員会における弁護士委員の選任に関する要請書

第1 要請の趣旨

全ての留置施設視察委員会において、対応する弁護士会が推薦する弁護士が委員に選任されるようにされたい。

第2 要請の理由

1 2006年(平成18年)2月2日、「未決拘禁者の処遇等に関する有識者会議」において、「留置場についても、都道府県警察ごとに、刑事施設に置かれる刑事施設視察委員会と同様の留置施設視察委員会を設け、施設運営の透明化を図ることは、適正な施設運営を確保する点から有意義であり、その設置を検討すべきである。」と提言され、刑事施設視察委員会と同様の第三者機関として、留置施設視察委員会が発足した。

刑事施設視察委員会及び留置施設視察委員会は、ともに地域の市民と専門家からなる施設から真に独立した第三者機関として構想されたものである。

2 弁護士は、刑事弁護活動を通じて実務に精通し、捜査と留置の分離や外部交通がいかに重要なことであるのかについて、身をもって経験しているので、そのような視点で施設をチェックすることができ、また、適切な意見を述べることができる専門家である。したがって、医療、保健衛生、健康の問題等との関係で、医師が視察委員として選任されることが不可欠であるのと同様、弁護士が視察委員として選任されることもまた不可欠である。

3 また、視察委員会が、真に施設当局や施設関係者から独立した第三者機関であるためには、委員の選任にあたって恣意的な人選が許されてはならず、弁護士が選任されるべきであることとあわせて、強制加入団体であり、弁護士全員が加入している弁護士会推薦の弁護士が委員となることが不可欠である。

4 刑事施設視察委員会においては、以上のような観点から、全ての刑事施設が

その所在地の都道府県の弁護士会に弁護士委員の推薦を求め、必ず、弁護士会推薦の弁護士委員が選任されている。

- 5 弁護士会推薦の弁護士を委員に選任すべきことに関しては、2007年（平成19年）5月18日付けで出された国連拷問禁止委員会の第1回日本政府報告書の審査の最終見解でも、留置施設視察委員会について、最終見解のパラグラフ15で「弁護士会の推薦する弁護士を組織的に含めることを確実にするなどの手段により、警察拘禁に対する外部査察の独立性を保障」するよう勧告されているところである。

この勧告に先立つ、同年5月9日、10日の第1回日本政府報告書の審査の際、刑事施設視察委員会の独立性について拷問禁止委員から質問され、日本政府代表は、刑事施設視察委員について、弁護士会、医師会等に推薦を求め、適任者を推薦してもらっており、引き続き推薦を依頼する旨説明し、刑事施設視察委員会は独立したものと考えている、委員は刑務官や刑事施設当局の者と関係性はない、現在活動している全ての委員会それぞれに少なくとも民間人たる弁護士が一人含まれている、その機能の点からも独立性が確保されていると考えている、との回答をしていた。

刑事施設視察委員会の場合、弁護士会推薦の弁護士委員を選任することは、委員会の発足当初から現在に至るまで継続されていることであり、これが独立性の担保となっていることが示されているといえる。

- 6 一方、留置施設視察委員会の場合、発足当初、弁護士会推薦の弁護士委員が選任されない委員会が多数あったのみならず、そもそも弁護士が一人も選任されない委員会が複数あった。

その後、2010年（平成22年）に、留置施設視察委員会が発足して4年目にして初めて、全ての委員会で弁護士（弁護士会推薦でないものを含む。）が委員に選任された。

このことに関して、国連拷問禁止委員会からの「前回の委員会の最終見解を踏まえ、警察による身柄拘束の外部監視の独立を保障するためにとった措置についての情報を提供されたい（最終見解パラグラフ15）。この観点から、『留置施設視察委員会』の構成及び機能について詳述されたい。」との質問に対して、日本政府は、それに対する回答中に、「2010年6月現在、全国で51ある委員会のうち、弁護士はすべての委員会で・・・委員に任命されている。」ことを特記している（2011年7月「拷問禁止条約 第2回政府報告に関する拷問禁止委員会からの質問に対する日本政府回答」）。

- 7 ところが、2011年（平成23年）には、福島県で、推薦依頼に基づいて

弁護士会が推薦した弁護士が選任されず，弁護士が一人も委員に選任されないという事態が発生した。

また，弁護士会に推薦を求め，弁護士会推薦の委員が選任される場所は，2011年（平成23年）には51の委員会のうち43委員会と発足当初より増加してきてはいるものの，旭川方面，釧路方面，北見方面，警視庁，栃木県，富山県及び大阪府の各委員会では，弁護士会推薦の弁護士委員が選任されていない。

- 8 任命権を有する各都道府県公安委員会が自らの裁量のみで委員を選任することによる恣意的な人選を避け，真に第三者機関としての実態を持たせるためには，前述の拷問禁止委員会の勧告にもあるように，また，刑事施設視察委員会においては発足以来継続的に行われているとおり，弁護士会推薦の弁護士が委員となることが不可欠である。
- 9 多様な立場の「人格識見が高く，かつ，留置施設の運営の改善向上に熱意を有する者」を選任することは，各都道府県公安委員会に，弁護士会推薦の弁護士を選任するか，そうでない弁護士を選任するか，或いは他の法律関係者を選任するかという権限を与えることによって実現すべきことではなく，委員の数を増やすことによって，実現すべきことである。
- 10 以上のとおり，全ての留置施設視察委員会に，弁護士会推薦の弁護士が選任されるべきであり，その旨要請する次第である。

添付書類

- 1 2006年2月2日付け未決拘禁者の処遇等に関する提言抜粋
- 2 2007年5月18日付け国連拷問禁止委員会の勧告抜粋
- 3 2011年7月拷問禁止条約第2回政府報告に関する拷問禁止委員会からの
質問に対する日本政府回答抜粋
- 4 福島県弁護士会抗議書